

平成26年第2回定例会
斑鳩町議会会議録

平成26年6月5日
午前9時00分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 宮崎和彦 | 2番 | 小林誠 |
| 3番 | 中川靖広 | 4番 | 吉野俊明 |
| 5番 | 伴吉晴 | 6番 | 紀良治 |
| 7番 | 嶋田善行 | 8番 | 小野隆雄 |
| 9番 | 中西和夫 | 10番 | 坂口徹 |
| 11番 | 飯高昭二 | 12番 | 辻善次 |
| 13番 | 里川宜志子 | 14番 | 木澤正男 |
| 15番 | 木田守彦 | | |

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 寺田良信 係長 大塚美季

1, 地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|--------|------|--------|-------|
| 町長 | 小城利重 | 副町長 | 池田善紀 |
| 教育長 | 清水建也 | 総務部長 | 乾善亮 |
| 総務課長 | 黒崎益範 | 総務課参事 | 谷口智子 |
| 企画財政課長 | 面卷昭男 | 税務課長 | 加藤恵三 |
| 住民生活部長 | 植村俊彦 | 福祉課長 | 本庄徳光 |
| 国保医療課長 | 山崎善之 | 健康対策課長 | 西梶浩司 |
| 環境対策課長 | 栗本公生 | 住民課長 | 岡村ひとみ |
| 都市建設部長 | 藤川岳志 | 建設課長 | 佃田眞規 |
| 観光産業課長 | 井上貴至 | 都市整備課長 | 松岡洋右 |
| 会計管理者 | 西川肇 | 教委総務課長 | 安藤晴康 |
| 生涯学習課長 | 真弓啓 | 上下水道部長 | 谷口裕司 |
| 下水道課長 | 上田俊雄 | | |

1. 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 5番 伴議員

1. 高齢者優待券の交付事業について

(1) 本年度から従来のバス乗車券・生き生きの里入館券にイコカ及びタクシー券も選択できる交付事業が始まったが、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進を支援することを目的とするのであれば、スポーツセンターのジムの回数券を交付することを検討できないかを問う。

2. 歴史まちづくり計画について

(1) 2014年度から10年間で10億円を掛けると新聞報道にあったが、財源を問う。

(2) 町屋修理費の補助や電柱の地中化など行い訪れた方々が通過型観光から町内を巡っていただく観光に転換を図られることは理解できるが、17事業のスケジュールを問う。

〔2〕 8番 小野議員

1. 本庁舎・建物内の禁煙について

(1) 県による、県内市町村の本庁舎などにおける禁煙実施状況調査の目的・方法と結果を問う。

(2) 議会棟(室)について、その定義と認識を問う。

(3) ISO14001推進と公共の建物内禁煙についての関連を問う。

2. 町営住宅の設置と管理について

(1) 町営住宅建替事業と斑鳩町町営住宅ストック総合活用計画を問う。

(2) 入居者の資格とその保管義務及び制限を問う。

(3) 斑鳩町営高塚団地の現状を問う。

3. 大字龍田財産区財産について

(1) 下司田池が大字龍田財産区財産になった要因及びその経緯を問う。

(2) 下司田池の使用について、斑鳩町が提訴した訴訟事件の内容を問う。

(3) 大字龍田財産区の管理者として、下司田池の改善策及び考え方を問う。

〔 3 〕 1 0 番 坂口議員

1. いかるがパークウェイの整備について
 - (1) いかるがパークウェイ整備に係る事業効果について。
 - (2) 稲葉車瀬区間が供用されてから、事故が複数回発生していますが、これをどのように考えているか。
 - (3) 今後の整備計画について。

〔 4 〕 2 番 小林議員

1. 小学校・中学校でのクラブ活動について
 - (1) 現在のクラブ活動状況について。
 - (2) 指導者がいないクラブ活動への支援について。
2. 子どもの長期欠席に対する安否確認について
 - (1) 長期欠席者に対する安否確認等の対応について。
3. 全国学力調査・学習状況調査をどのように活用しているのか
 - (1) 斑鳩町の教育基本方針に掲載されている基本目標・具体目標・指導目標等の現状を数値を使って「見える化」し、誰もが理解しやすい情報を保護者・地域住民などと共有し、お互いの信頼関係の強化に努める必要性について。

〔 5 〕 3 番 中川議員

1. 防犯カメラについて
 - (1) 各地で発生している、事故や事件の解決の糸口になっていると思うが、町の認識を問う。
 - (2) 防犯カメラの設置に県の補助があると思うが、補助をすると言う事は県も防犯カメラの設置を推進しておられると思うが、町の認識を問う。
 - (3) 2 3 年 1 2 月議会で防犯対策について質問をしました。その時の町内での犯罪件数は 2 1 2 件で、その内法隆寺駅前交番の区域で 1 1 3 件と言う事でした。そのような事から、J R 法隆寺駅の自由通路に防犯カメラを設置していただきたいと思うが、町の考え方について問う。

〔 6 〕 1 1 番 飯高議員

1. 山林火災対策について

- (1) 山林火災の状況と検証について問う。
- (2) 今後の山林火災対策と課題について問う。
2. 災害時要援護者の平時における対応について
 - (1) 要援護者の避難誘導體制について問う。
 - (2) 個別計画の策定について問う。
 - (3) 災害弱者の安否確認のための要援護者マップ作成の活用について問う。
3. 読書意欲の向上について
 - (1) 子どもの読書活動の推進について問う。
 - (2) 読書意欲を高めるための「読書通帳」の導入について問う。
4. 障がい者の自立のための就労支援の促進について
 - (1) 障がい者の就労の状況について問う。
 - (2) 障害者優先調達推進法による「調達方針策定」について問う。
5. 大和川水系河川整備計画における洪水調節施設（遊水地）の整備について
 - (1) 遊水地の整備計画の内容について問う。
 - (2) 遊水地計画に伴う内水対策について問う。

〔7〕 14番 木澤議員

1. 職員の労働状況と職員数の適正化について
 - (1) 職員の労働状況について。
 - (2) 来年度に向けた職員採用の考え方について。
2. 子ども子育て支援計画の策定について
 - (1) アンケート調査の結果に対する町の認識と今後の対策について
 - (2) 学童保育の更なる充実を求める国の方針とそれに対する町の考え方について。
3. 地域コミュニティの充実と活性化について
 - (1) 自治会加入率の向上を求める声に対する町の認識と今後の対応について。
4. 高齢者・障がい者の交通手段の確保について
 - (1) 現在のとりくみに対する町の評価と、今後のとりくみについて。

〔8〕 13番 里川議員

1. 消費税増税の影響について
 - (1) 小中学校の給食と副教材などについて。
 - (2) 幼稚園の弁当給食と教材について。
 - (3) 保育所の給食・オヤツ・教材について。
2. 生活困窮者自立支援法について
 - (1) 必須事業と任意事業の進め方はどうなっているのか。
 - (2) 福祉事務所をもたない斑鳩町での対処はどのような方法となるのか。
3. 医療・介護総合法案の影響について
 - (1) 今後の制度の動向について。
 - (2) 町の取り組み方について。
 - (3) 被保険者やその家族が受ける影響での問題点について。
 - (4) 認知症対策について。

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定められた順序に従い、質問を受けいたします。

初めに、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。

5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） おはようございます。

これから、一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本年度から、高齢者優待券の交付事業において、従来の奈良交通のバス乗車券やいきいきの里入館券に、JRのイコカ及びタクシー券も選択できる事業が始まりましたが、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進を支援することを目的とするのであれば、生き生きの里の入館券と同額であるスポーツセンターのジムの利用券を選択できるようにできないかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 質問者もおっしゃいましたように、高齢者優待券は高齢者の社会参加を促進し、高齢者の方が楽しく生きがいのある生活を送っていただくことを目的として交付しておりまして、以前よりさまざまなご意見などをいただく中で、利便性の向上を図り、より多くの高齢者の方にご利用いただけるよう、これまでの奈良交通のバスカードといきいきの里の入館券に加えまして、新たにJRのイコカ並びにタクシー乗車券を追加いたしましたところでございます。

高齢者優待券に関しましては、さまざまなご意見をいただいているところではございますが、今年度、その種類、また金額の見直しをさせていただいたところでございまして、現時点では、まずはその交付状況等をしっかりと見てまいりたいと考えているところでございます。

高齢化が急速に進みまして、高齢者人口が増加する中で、この事業につきましては、高齢者の方が住みなれた地域で健康で生き生きとした生活を送っていただけるよう、ご意見、またご要望、さらにそのニーズ等につきましては調査、研究をいたしまして、他市町村の状況等も参考としながら、引き続きその内容等について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 本年度から、種類や金額の見直しを行ったところなので、交付状況を見守りたいという考え方は理解できます。先日、厚生常任委員会において、同僚議員からも町財政の観点からの交付においての工夫があってもよいのではないかという意見もありました。いろいろな意見を参考にさせていただきながら、よりよいものとしていただきたいのですが、現在の町施設の利用券を交付することは施設の活用や財政的な面からも有効であると考えられるのですが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） この優待券につきましては、これまでからバスカードといった優待乗車券のほか、町の施設の利用券として、先ほども申しあげましたが、ふれあい交流センターいきいきの里の優待入館券を交付いたしております。平成25年度では383人の方に、また、今年度におきましては、5月末現在であります、180人の方に交付をいたしております。また、敬老記念品といたしまして施設の利用券も交付いたしまして、いきいきの里の施設の利用率の向上も図っているところでございます。

ご意見いただきましたとおり、町の施設を活用していただくという点で、利用率の向上等の有効性はあるというふうには考えているところでございます。一方で、他の施設への高齢者優待券の拡大につきましては、どの程度ニーズがあるのかといいました高齢者優待券の事業目的の達成手段としての有効性はもとより、施設の利用率等、利用状況や、高齢者の利用に対する施設の運営方針、また、事務処理の関係、使用料の取り扱い等の課題などもありますことから、それらを踏まえまして、さまざまな観点から検討する必要があると考えているところでございますので、ご理解をいただきますようよろしくお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） いろいろな観点から真に検討いただき、町民がきょうよりあすが少しでもよくなったと思えるようお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

歴史まちづくり計画についてであります。各新聞等で報道された内容の中に、2014年度から10年間で約10億円をかけるとあり、総事業費のうち町の負担割合とその財源をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 歴史まちづくり計画につきましては、地域における歴史

的風致の維持及び向上に関する法律に関する法律に基づく計画でありまして、地域の歴史的価値の高い建造物と祭礼、行事などの歴史と伝統を反映した人々の活動が一体となった歴史的風致を後世に継承するまちづくりを進めるための計画でございます。

本計画の策定に至りました背景でございますけれども、本町には世界遺産に登録された法隆寺地域の仏教建造物を初めとした多くの社寺などの歴史的・文化的資源があり、世界遺産のバッファゾーンとなる矢田丘陵の豊かな自然環境と、平野部に広がる田園風景、さらには、それらと一体となって斑鳩の里の景観を形成する地域の人々の営み、その拠点となる歴史的価値のある建造物や町並みなど、多くの重要な地域資源があります。そして、これまで法隆寺周辺を初めとする重要な地域におきましては、古都保存法や風致地区条例などの法や制度的な規制と地域の人々の努力によって、良好な市街地環境や自然環境も維持されてきたところであります。

しかしながら、近年、少子高齢化や商業の集積地域の変化などにより、法隆寺地区や龍田地区の旧街道の街道筋の古くから栄えてきた商店街の衰退とともに、歴史的な町並みやそれらを構成する歴史的な建物も空き家のまま放置されているものが見受けられ、また老朽化により取り壊しされ、周囲の町並みに不調和な建物に変わってきているところもありますことから、残された歴史的価値のある建物の修復や空き家対策、公共施設の整備などによる町並みや景観の整備を積極的に行うことで、斑鳩らしい歴史的風致を維持、活用してまいりたいと考えております。

加えまして、本町の長年の課題であります、法隆寺を中心とした拠点通過型観光から、豊富な地域資源を生かしたまちそのものを観光の対象とした散策・回遊・着地型のまちなか観光に移行し、観光客の方々に法隆寺だけではなく世界遺産のある本町固有の歴史的な町並みや景観を楽しみながら歩いていただきまして、さらには、昔の街道筋のように地域の方々にもにぎわいと活気を取り戻していただきまして、歴史的資産を維持、活用した良好な生活環境と活力ある地域のまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

こうした背景を踏まえ策定いたしました本計画でございますけれども、平成26年2月14日に奈良県下の市町村で初めて、そして全国では44番目に国から認定を受けたところでございます。法隆寺周辺地区を重点区域と位置づけまして、歴史的風致の維持及び向上を図る歴史まちづくり、さらには、まちを楽しくめぐっていただける観光まちづくりの実現を図るために、17の事業を位置づけております。

主な事業内容といたしましては、歴史的町並みを構成する重要な要素であります地域

の方々が行う建物などの外観の修景整備、行政が行います道路の美装化や無電柱化などのハード整備、そして歴史的文化の啓発、文化財の調査や展示などのソフト事業を組み合わせられておまして、平成26年度から35年度の間で計画的に推進することとし、概算の総事業費としては約10億円程度と見込んだ計画としておられます。

なお、ご質問の町の負担でございますけれども、国土交通省所管の街なみ環境整備事業やそのほかの国庫補助事業等を積極的に活用いたしまして、総事業費の半分程度の負担が発生すると見込んでおられるところでございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 奈良県下で初めて国から認定を受けた観光事業で、斑鳩の歴史的資産を維持、活用していくことは大変素晴らしいことですが、限られた財政の中で効率よく進めなければなりません。

では、10年間の17事業の中で、優先的に進めていくものの具体的なスケジュールについて、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 現在、観光協会や商工会、そして民間事業者の方々と密に連携を図りながら、法隆寺を中心とした拠点通過型観光から当町の豊富な地域資源を生かしたまちそのものを観光の対象とした散策・回遊・着地型のまちなか観光に移行し、観光客にまち歩きを楽しんでいただけるように、法隆寺かいわいの歴史的な町並みを保存しながら、地域が活性化できるような歴史的風致の維持及び向上に資する店舗が展開し、地域経済の活性化に向けた取り組みが進められているところでございます。これらを実現するための手法といたしまして、歴史まちづくり計画に位置づけておられます17の事業を進めるものでございます。

事業期間は、平成26年から35年の10年間でございます。まず、平成26年度の予算では、国土交通省所管の街なみ環境整備事業を活用いたしました、地域の方々による歴史的な建物などの修景整備を進めていく計画をしておまして、5月1日の町広報紙で修景整備に係る補助制度の案内をさせていただいたところでございます。

全体的なスケジュールにつきましては、地域の方々によります修景整備と歴史文化の啓発、文化財の展示、調査などを先行して一体的に行いまして、その進捗状況を見ながら、道路の美装化や無電柱化などによる修景整備を進めていく計画といたしておられます。

そして、本計画を着実かつ効率的に進めていくために、実施管理計画を策定をしておまいます。策定に当たりましては、庁内での政策企画調整会議を立ち上げまして、また、

斑鳩町歴史まちづくり推進協議会のほうからのご意見も賜りながら取りまとめを行ってまいります。本計画の案の取りまとめができましたら、建設水道常任委員会にもご相談させていただきたいと考えております。

本計画を進めるには、地域の方々の協力が必要不可欠でございますので、地域と行政が密に連携を図りながら、10年後の魅力ある斑鳩町固有の歴史あるまちづくりの実現に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今の回答の最後の部分の、この事業には地域の方々の協力が必要不可欠ということをお忘れずに、斑鳩を訪れた方が幾度も訪れていただけるさらなる観光のまち斑鳩を目指していただけることを期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

続いて、8番、小野議員の一般質問をお受けいたします。

8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告の順に従いまして質問していきます。

本日はたくさんの傍聴者がおられますので、答弁はしっかりと、ゆっくりとしてもらえるよう、お願いいたします。

まず、本庁舎・建物内の禁煙について、その1として、県による、県内市町村の本庁舎などにおける禁煙実施状況調査の目的・方法と結果を問うとの質問ですが、先日の奈良新聞に、5月31日の世界禁煙デーを前に、県は、県内市町村の本庁舎などにおける禁煙実施状況の調査結果を発表したと報道されております。

それでは、県が実施している禁煙実施状況調査の目的と、その調査方法及びその結果をお示しく下さい。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 奈良県が実施いたしました禁煙実施状況調査についてであります。県は、平成25年7月に奈良健康長寿基本計画を策定され、この計画において受動喫煙防止対策を大きな柱として、県と各市町村、学校、医療機関の施設内禁煙について、平成34年度までの達成を目標とされておられます。

本調査は、この達成状況等を調査する目的で、市町村庁舎等における受動喫煙防止対策の状況について調査されるもので、平成23年度から実施をされております。また、

調査方法は、4月1日現在の本庁舎、議会棟（室）、公用車の禁煙実施状況について、敷地内禁煙、建物内禁煙、分煙、対策なしの4段階に分けて調査する内容となっております。

次に、調査結果であります。本庁舎における禁煙の実施状況は、敷地内禁煙を実施しているのは王寺町のみで、建物内禁煙の実施が本町を含め35市町村で全体の89.7%、分煙は3市町村、これは大和郡山市、河合町、野迫川村で、対策なしはゼロとなっております。

議会棟（室）では、敷地内禁煙を実施しているのは王寺町のみで、建物内禁煙の実施が28市町村で全体の71.8%、分煙が本町を含め9市町村で全体の23.1%で、奈良市、橿原市、桜井市、葛城市、斑鳩町、河合町、吉野町、下市町、野迫川村であります。対策なしは大和郡山市となっております。

最後に、公用車における禁煙の実施状況は、全車禁煙を実施しているのは本町を含め24市町村で全体の61.5%、喫煙車限定が13市町村で全体の33.3%、全車喫煙可能が2市村、御所市と野迫川村となっております。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） この調査は、受動喫煙防止対策を大きな柱として、奈良健康長寿基本計画を策定され、敷地内禁煙について、平成34年度までの達成を目指している。また、その調査方法としては、4月1日現在の本庁舎、議会棟、公用車の禁煙実施状況について、敷地内禁煙、建物内禁煙、分煙、対策なしの4段階に分けて調査するとのことですが、新聞でも、議会棟（室）と表現されておりますが、それでは、2番目の、その議会棟（室）についてですね、その定義と認識をお示しください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 議会棟（室）の定義と認識についてのご質問でございます。

まず、今般の禁煙実施状況調査に係ります本庁舎、議会棟（室）についての定義でございますが、調査依頼のあった奈良県では、本庁舎、議会棟（室）の定義、管理区分は、市町村によってそれぞれ違うことから、各市町村の管理区分で受動喫煙防止対策等を図っていただくことになるとの見解でございました。

次に、斑鳩町における庁舎の定義、管理区分につきましては、斑鳩町庁舎管理規則において定められておりますが、議会棟（室）の定義、管理区分としましては、本規則第4条で、議事場その他議会の事務局部の所管に属する事務室等として、役場事務室である本庁舎とは別に区分され、管理者は議会事務局長と定められております。このことか

ら、庁舎管理の中で、議事場その他議会の事務局部の所管に属する事務室等の3階フロアにつきましては本庁舎とは別に区分し、議会部局、議会事務局長におきまして庁舎の管理、秩序の維持、使用の制限など行うこととして認識をしているところでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 議会の事務局部というのは正しいですか。事務局部じゃないのかなと、私はそのように思うのですが、表現の仕方としては、それは好ましくないんじゃないかなと思うんですが。

斑鳩町庁舎管理規則第4条で、議事場その他議会の事務局部の所管に属する事務室等として、役場事務室である本庁舎とは別に区分され、管理者は議会事務局長と定められているので、3階フロアについては本庁舎とは別に区分し、県が言っている議会棟

（室）と認識しているとのことですが、それでは、監査委員室及び監査事務は、議会の事務局部の所管に属しているのですか。私は、監査委員さんに大変失礼な認識だと思いますが、その件についてはまた今後お話をするとして、次の質問、（3）として、ISO14001推進と公共の建物内禁煙について、その関連をお示してください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） ISO14001推進と公共の建物内禁煙との関連についてのご質問でございます。

斑鳩町におきましては、議員もご承知のとおり、環境への負荷の低減を継続的に推進するため、ISO14001環境マネジメントシステムの認証を取得し、推進をしております。ISO14001環境マネジメントシステムでは、各事務事業について、環境に影響を及ぼす事項を評価し、環境目的、目標及び実施計画を策定し、継続的に改善、見直しを行いながら、環境負荷の低減、事務事業の効率的な実施などを図ることとしております。

ISO14001環境マネジメントシステムの推進と建物内禁煙との関連についてですが、環境に影響を及ぼす事項としましては、喫煙、たばこの煙が環境によくないということで、環境影響項目としては、いわゆる有害化学物質による汚染となるわけですが、環境目的、目標としては、職場環境の浄化、施設内禁煙に向けた対策を検討及び実施していくこととしております。ISO14001環境マネジメントシステム上、これを取得・推進しているから建物内を全て禁煙にしなければならないといった規定などはございませんが、喫煙、たばこの煙が環境に負荷を与えているということは事実であり、環境目的、目標にも掲げていることから、職場の環境浄化の推進、受動

喫煙防止の対策を進めていく必要があるものと認識をしております。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） ISO14001環境マネジメントシステム上、建物内を全て禁煙にしなければならないといった規定はない。しかし、喫煙、たばこの煙が環境に負荷を与えていることは事実であり、職場の環境浄化の推進、受動喫煙防止の対策を進めていく必要はあるとの認識ですが、これまでの答弁、説明で、前日の奈良新聞の記事の疑問が少し解けました。

それは、本年度に改善が進んだのは、県内で唯一の達成となった王寺町の敷地内禁煙のほか、斑鳩町と明日香村で本庁舎内禁煙云々と載っております。斑鳩町は、ことし4月に、庁舎内に2か所あった分煙室のうち、地下ロビーを廃止しました。しかし、3階部分の分煙室は議会と相談して存続しているので、改善されたことにはならないと私は思っております。議会棟（室）の定義で、各市町村の管理区分で受動喫煙防止対策等を図っていただくことになるとの県の見解から、3階部分の分煙室廃止について議会と相談されましたが、町長からは、この受動喫煙防止対策等で分煙室を廃止したい旨の明確な説明もなく、また、議員にとってもその認識は少なかつたと思います。その結果、3階部分は存続されております。私は、この閉鎖的な空間、建物内での受動喫煙防止対策としては分煙室は不十分で、不可能であると言明いたします。

1棟の建物を管理体制の異なることで受動喫煙防止対策として本庁舎と議会棟（室）を別扱いすることは全くナンセンスであり、町長は議会棟（室）である本庁舎の3階フロアの分煙室を廃止して、公共施設内の受動喫煙防止対策を推進するために、本庁舎全館、建物内禁煙とすべきであります。この際、再度、議会へ分煙室の廃止を提案し、良識ある議員も効果的な受動喫煙防止対策をよく理解し、分煙室の廃止に協力すべきです。

理事者側として、何かこのことについて意見があればお聞きしますが、なければ結構ですけど。

それでは、次の質問、町営住宅の設置と管理について、その1として、町営住宅建替事業と斑鳩町町営住宅ストック総合活用計画を問うとの質問ですが、斑鳩町町営住宅条例の第2条第4号に、町営住宅建替事業として、町が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいうと規定されており、この公営住宅法第2条第15号には、公営住宅建替事業として、現に存する公営住宅を除去し、または現に存する公営住宅及び共同施設を除去するとともに、それらの存していた土地の全部または一部の区域に新たに公営住宅を建設し、または新たに公営住宅及び共同施設を建設する事業で、この法

律で定めるところに従って行われるものをいい、これに附帯する事業を含むものとする
と、このように規定されております。

それでは、町営住宅建替事業と斑鳩町町営住宅ストック総合活用計画について、お示
してください。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 平成12年度に策定をいたしました斑鳩町町営住宅スト
ック総合活用計画につきましては、町内における公営住宅の供給事業を効果的に推進す
る上で、これらストック住宅の有効な活用のもと県や公団など他の事業団体と連携し、
地域特性やコミュニティ、ニーズに十分配慮した新規住宅整備の基本的な指針となる供
給・活用計画の策定が必要とされましたことから、町内公営住宅の実情を十分に考慮し、
地域の実情に応じたストックの活用理念と目標設定が行われ、公営住宅の総合的なスト
ック活用に長期的な視点を加え、10年間の具体的なストック活用計画が策定をされま
した。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 町内における公営住宅の供給事業を効果的に推進するために、新
規住宅整備の基本的な指針となる供給・活用計画が平成12年度に策定されたというこ
とですが、それでは、町営住宅ストック総合活用計画では、団地別、住棟別活用手法の
選定において、用途廃止と判定された団地はあるのか、お示してください。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 周辺道路の状況や高度利用の可能性等の検討の結果、用
途廃止と判定をされました団地は、正隆寺団地、五百井団地、高塚団地、興留団地、興
留東団地の5団地でございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 高塚団地も用途廃止と判定されたということですが、斑鳩町町営
住宅条例では、入居者の資格と入居者の保管義務及び制限についてどのように定められ
ているのか、お示してください。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 入居者の資格でございますけれども、斑鳩町町営住宅条
例第6条に規定されております主だったものといたしまして、所得の制限、町内に住所
または勤務場所を有する者、住宅に困窮していることが明らかな者などがございます。
また、保管義務及び制限についてでございますけれども、目的外使用につきまして、斑

鳩町町営住宅条例第29条で、町営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。また、模様替え等につきましては、第30条で、町営住宅の模様替えをし、または増築はしてはならないなどの制限が規定されているところでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 入居者の資格としては、住宅に困窮していることが明らかな者、また、町営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。さらに、模様替えまたは増築してはならないなどの制限が規定されているということですが、次に、町営住宅ストック総合活用計画で用途廃止と判定されていた斑鳩町営高塚団地の現状をお示してください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 斑鳩町営高塚団地の現状についてでございますが、高塚団地として管理をしておりました全体面積1,200平方メートルのうち、町営住宅として残っている1軒及び通路部分を除きまして、現在710.3平方メートルを高塚町広場用地として、普通財産で管理をいたしております。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 高塚団地の入居者の大半は町営住宅建替事業の施行に伴い退去され、用途廃止がなされた土地は、710.3平方メートルで、高塚町広場用地として普通財産で管理している。どのように利用されているかは私は存じておりませんが、高塚町広場用地ということで、部分的に普通財産として認定しているということですが、そして、今なお退去されていない1軒及びその通路部分は、町営住宅用地として行政財産として管理しているということは、まことに私は1つの町営住宅としては異常であると言わざるを得ないと思います。また、その入居者は、隣接する個人地に住宅をお持ちであり、町営住宅にお住まいになっていないようにも聞いております。町長は、町営住宅条例に基づき、明渡請求の手續を粛々と実行すべきことを申しあげ、最後の質問、大字龍田財産区財産について、その1として、下司田池が大字龍田財産区財産になった要因及びその経緯をお示してください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） ご質問の下司田池につきましては、当初、下司田池水利組合が管理し、昭和47年6月から釣り池として賃貸するなど、ため池を水利以外にも活用されてきました。昭和52年に地元幸進町から、ため池の老朽化による万一の決壊に対する住民不安解消のため至急補修されたい旨の申し出があり、下司田池水利組合では、町の許可を得て、下司田池の一部を処分し、その売却益で堤防工事を実施することとなり

ました。

下司田池北東の堤防工事が完了した後、下司田池南西の土地を民間業者に売却する際に、所有権が共有地のため、分筆及び所有権移転ができないことが判明し、下司田池水利組合は所有権を確定するために、昭和55年2月に、町を相手とした下司田池水利組合9名を所有者とする所有権確認訴訟を奈良地裁に提訴されました。これを受けて、町が下司田池について調査した結果、旧龍田町の財産であることが古文書等で明白であり、大字龍田財産区財産として既に確立しているものと思われ、また、下司田池水利組合側も、当該物件が水利組合9名の所有物でなく、斑鳩町または旧龍田地区の共有財産であるとの認識であることが確認できました。

このことから、昭和55年3月に本訴訟の対応について、町議会と協議をさせていただき、大字龍田財産区として管理することの承認をいただきました。この結果、所有権確認訴訟が原告側より取り下げられ、下司田池の一部売却も町が行うこととなりました。その後の昭和55年6月に、下司田池の所有者を共有地から斑鳩町大字龍田財産区に更正登記を行い、また、下司田池水利組合と斑鳩町大字龍田財産区財産管理に関する協約を締結し、それ以降、財産区財産として管理しているところでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 次に、その2として、下司田池の使用について、斑鳩町が提訴した訴訟事件の内容をお示してください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 下司田池の使用につきまして、斑鳩町が提訴いたしました訴訟事件の内容についてのご質問でございます。下司田池につきましては、先ほども申しあげましたとおり、昭和55年より斑鳩町大字龍田財産区として管理をしておりますが、それ以前の昭和47年6月から、下司田池水利組合と使用者との間で釣り池としての賃貸借契約が締結され、釣り池として使用されている状況でございました。また、地方自治法に定める所定の手続に基づき処理されるようとの議会からの要請に基づき、平成11年4月から、大字龍田財産区特別会計を設置して管理しております。

平成8年ごろから、地元より下司田池に対する要望が提出されていることなどもある中で、町としましては、釣り池としての使用をやめ退去することについて、口頭及び文書をもって通告を行うとともに、話し合いをもって円満に解決を図る努力を行いました。しかしながら、退去するに当たって、釣り池の使用者の一定の理解は得られたものの、その保証金の額をめぐって双方の主張に大きな隔たりがあり、これ以上交渉を重ねても

合意を得ることは困難であると判断し、平成11年6月に議会の議決をいただきまして、同年10月12日に、奈良地裁へ建物収去土地明渡請求事件として訴状を提出し、提訴いたしました。

その後、平成11年12月7日の第1回公判以降、43回公判が開かれてきましたが、平成17年6月6日の第43回公判におきまして、町が提示いたしました和解条件につきまして、釣り池の使用者が承諾され、和解の内容について基本的に双方合意に達しましたことから、同年6月27日に奈良地方裁判所におきまして和解が成立をいたしました。

和解条件としましては、まず1点目は、使用者に対し和解金1,500万円をお支払いすること、2点目は、建物及び栈橋等の工作物の解体撤去は使用者において行うこと、3点目は、土地明渡し期限を和解の成立した日から6か月以内とすること、以上3点が和解条件の内容でございます。なお、1点目の和解金の支払いにつきましては、当時、議会にも補正予算を提出させていただきましたが、斑鳩町大字龍田財産区の特別会計より支出しており、下司田池の一部を町に処分した売却益により資金を調達したところでございます。

以上が、下司田池の使用について、斑鳩町が提訴した訴訟事件の内容でございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 訴訟事件について、詳細に報告していただきましてありがとうございます。私は、和解が成立してから約9年ぶりに、法14条地図作成事業の現地立会で下司田池に出向きました。私は、下司田池の荒れ果てた現状を見て啞然としました。これでは、凶らずも建物収去土地明渡し請求事件の被告として提訴され、不本意ながら和解に応じていただいた善意の第三者、釣り池の経営者に申しわけないと思い、下司田池の適切な管理を実施するため、今までの経緯を再確認し、職員の皆さんと議員の皆さんと同じ認識に立って対処できることを願って一般質問を通告いたしました。

私は今、被告であった釣り池の経営者を善意の第三者と申しあげました。それは、所有権のない下司田池水利組合と賃貸借を契約をしていたこと、また、下司田池水利組合は、斑鳩町との財産管理に関する協約の第1条第2項に、「乙は、前項に基づき有したる権利」、これは水利権ですね、「権利を、乙以外の第3者に譲渡し又は貸与しないものとする」、このように規定されているにもかかわらず賃貸借契約を継続していた事実から、私は当時も今も、釣り池の経営者は善意の第三者、そのように思っております。

そこで、下司田池水利組合と締結してある斑鳩町大字龍田財産区財産管理に関する協約第5条に、「法趣旨に則り財産区財産の活用をはかるものとする」と規定されており

ますが、この法趣旨とは何を指すのか、お示してください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） ご質問の「法趣旨」の「法」でございますが、これは地方自治法のことでございます。その第296条の5第1項に、財産区運営の基本原則等としまして、「財産区は、その財産または公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性をそこなわないように努めなければならない」との規定がございまして、その趣旨を指しているものと考えております。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 大字龍田財産区財産、下司田池の管理状況は、周辺住民に不安だけを増進しています。早急に適切な管理を構築するため、担当常任委員会で継続審査として対処していくべきことを申しあげて、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、8番、小野議員の一般質問は終わりました。

続いて、10番、坂口議員の一般質問をお受けいたします。

10番、坂口議員。

○10番（坂口徹君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書順に従いまして、私の一般質問を始めさせていただきます。

いかるがパークウェイの整備についてですが、本年3月30日に、稲葉車瀬区間の供用が開始されました。この事業は、平成10年に小吉田区間の整備が始まり、平成16年3月に開通いたしました。また、稲葉車瀬区間は、平成15年度から整備が始まり、今回の供用開始に至っております。

このたびの供用が開始されましたことによって、私も供用開始後、非常に便利に利用させていただいておりますが、通行車両の経路にも変化が見られるようになったと思っておりますが、いかるがパークウェイの整備により見込まれる事業効果について、お聞きいたします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） このたび、いかるがパークウェイの稲葉車瀬区間約700メートルの供用が開始されましたことで、小吉田モデル区間約400メートルと合わせて、約1.1キロの区間が通行できることとなりました。その結果、稲葉車瀬や小吉田などの集落内の生活道路の交通量が減少している状況が見受けられることから、生活

道路の交通の一部が、いかるがパークウェイに転換をされたことによりまして、集落内の道路の安全性や快適性も向上されたものと考えています。

現在は、いかるがパークウェイ供用区間の両端部が町道に接続されているところですが、今後、国道25号や県道大和高田斑鳩線などの幹線道路への接続や、都市計画道路法隆寺線の国道25号への接続などにより、現国道25号の交通がいかるがパークウェイに一部転換をされ、交通混雑や交通環境の改善も期待できるものでございます。

また、このように町内全体の幹線道路ネットワークの機能が向上することになりまして、近年、奈良県下にも被害が及ぶと想定をされている巨大地震などの災害発生時にも、現国道25号を補完する道路として、避難路や緊急輸送路として果たす役割は大きなものとなると考えています。

さらには、町内幹線道路のネットワークが完成することによってスムーズな交通の流れが確保でき、法隆寺などの観光資源への町外からの観光客などの流入にも対応できることになり、観光振興への寄与や地域経済への波及効果も期待しているところであります。

このように、いかるがパークウェイの整備は斑鳩町にとってさまざまな役割を果たすものと期待し、早期の完成に向け努力してまいりたいと考えています。

○議長（中西和夫君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口徹君） いかるがパークウェイが供用開始されたことによって、一時停止などの交通規制が変更され、優先順位が変わっている場所がありますが、通行車両の中には、以前の習慣から、規制の変更に気づかず、事故が複数回発生しております。

町道405号線との交差点、ここは吉田寺の前を南に下ったところになりますが、供用後すぐに事故が発生しており、周辺に住まいされておられる方から、信号をつけてほしいという声を聞いております。また、交通標識や道路標示が見にくいという声も聞いております。道路標示につきましては、法隆寺線と町道401号線との交差点においてカラー舗装が施されており、交差点の存在を知らせるためにはいい方法であるというふうに思っております。またほかにも、町道410号線との交差点、ここは平太池を南に下ったところになりますが、この交差点は西小に通う児童の通学路にもなっており、地元のほうから交通安全対策を要望する声を聞いております。町として、交通規制のあり方、交通安全対策等の取り組みについて、お聞きいたします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） いかるがパークウェイの整備は、町内の道路の安全性の

向上を目的とするものであるにもかかわらず、ご指摘のように供用開始直後から事故が起きたことにつきましては、非常に残念に思っております。先の建設水道常任委員会でもご心配いただいているところでございます。

さて、今回の稲葉車瀬区間の供用開始に際しましては、国、警察等と交通規制、安全対策について協議を重ねた結果が現在の状況で供用をされております。信号機の設置につきましても、道路の設計段階から事業主体であります国や警察とも協議をさせていただいております。町といたしましても、例年、交通安全施設の設置要望箇所に挙げ、整備の要望を行っておりますけれども、供用後の交通の状況を見ながら信号の必要性が判断されるとの方針とされているところでございまして、供用開始の段階で信号の設置が実現に至っていない状況でございます。

また、交差点の視認性を高めるためのカラー舗装等につきましても、これらの目的とおり通行車両の流れに大きな影響を及ぼす可能性があることから、国直轄の国道に関しましては施工される例はほとんどないと聞いているところでございます。しかしながら、交通事故の発生の事実を受けとめまして、斑鳩町といたしましても、西和警察署交通課と安全対策や交通規制について協議を行っております。警察としては、現時点では、必要と考えられる箇所には規制を行っているが、供用が開始された後においては、交通の状況を見据えながら検証を行っていく必要があるとのことでもございました。

町といたしましても、より効果的な交差点における規制の告知の検討など安全確保に向けた啓発と、信号機等の交通安全施設の設置要望を今後も継続してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口徹君） いかるがパークウェイの整備は、町道の交通量を緩和し、本来の生活道路としての機能及び安全性の確保につながるものと考えているところであり、一定の事業効果が出ている面もありますけれども、国道25号の渋滞緩和といった面では、いまだ解消に至っていない状況にあります。このたびの供用開始を契機に、今後、岩瀬橋から三室交差点までの事業の延伸、さらに、小吉田区間から県道大和高田斑鳩線までの整備に期待するところでありますが、今後の見通しについてお聞きいたします。

○議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○都市建設部長（藤川岳志君） 質問者もご指摘いただいておりますように、稲葉車瀬区間の供用開始後は、生活道路の交通車両の一部について転換が図られるなど、事業効果があらわれてきているのではないかと考えておりますけれども、現国道25号の交通混

雑の解消、安全性の向上や大規模災害への対策といった課題を解決するためには、やはり早期にいかるがパークウェイの全線整備が必要でございます。

さて、いかるがパークウェイ整備事業の今後の計画につきましては、このたび供用開始をされました稲葉車瀬区間の西側の岩瀬橋西詰から国道25号三室交差点までの区間の整備を進めていくこととされています。今年度、国の当初予算におきましては、約3億円の事業予算が確保されておきまして、当該区間の用地取得に取り組み、順調に進められているところでございます。また、この区間では、沿道自治会からも道路の構造や安全対策等についてご意見をいただきながら、地域にふさわしい道路整備の実現に向け検討が進められているところであり、また、事業計画について、今後も地域住民の方々とも協議を重ねながら、よりよい道路となるよう取り組んでまいります。

なお、当面のところ、交通の流れや道路ネットワークの観点から、岩瀬橋西詰から三室交差点までの区間を優先して事業進捗が図られようとしていますが、町といたしましては、小吉田モデル区間東端から県道大和高田斑鳩線までの区間の整備にも着手していただけるように要望を続けてまいりたいと考えています。

○議長（中西和夫君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口徹君） いかるがパークウェイの全線開通は、先ほどの答弁にもありましたように、当町の発展に多大な効果をもたらすものと思っております。今後は、早期に全線開通していただけますよう、また、交通安全対策につきましても、奈良国道事務所や警察とも十分ご検討いただき、このパークウェイの所期の目的を達成されることを期待しております。早期に実現できるよう、要望活動よろしく願いいたします。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、10番、坂口議員の一般質問は終わりました。

10時20分まで休憩いたします。

（午前 9時58分 休憩）

（午前10時20分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、2番、小林議員の一般質問をお受けいたします。

2番、小林議員。

○2番（小林誠君） それでは、通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます

ます。

まず1番目の、小学校・中学校でのクラブ活動についてということですが、今から中学校でのクラブ活動について、ちょっとお伺いさせていただきたいと思います。近年、少子化、高齢化社会への移行に伴う社会の変化や、子どもたちの生活習慣の変化が著しく、これらとの関連から、体育、スポーツ活動のあり方も大きく変化してしまったと実感する出来事が多々ありましたので、今回の一般質問で、教育委員会が斑鳩町の子どもたちの心身の健全な育成と豊かな人間形成に寄与するクラブ活動について、どのように考えているのかをお伺いさせていただきたいと思います。

まず1点目の、今の日本の中学校では、少子化により生徒数の減少と教員数の減少が全体としてクラブ活動の部員数や顧問数の減少、顧問の高齢化や実技指導力の不足などにより、学校単独によるチーム編成ができない、あるいは十分な指導ができないなど、競技種目によってはその活動を維持することができない現状が生じています。これは、斑鳩町でも例外ではないと思っています。まず、斑鳩町の町立中学校のクラブ活動の現状についてをお伺いさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 町立中学校のクラブ活動の状況についてのご質問でございます。

現在、斑鳩中学校におきましては、運動部が10クラブ、と申しますか、10種目、文化部が3クラブございます。内容につきましては、運動部のほうがバレーボール、ソフトボール、剣道、バドミントン、卓球、バスケットボール、陸上、野球、サッカー、水泳でございます。文化部では、吹奏楽、美術、科学がございます。

それと、斑鳩南中学校でございますが、運動部のほうが6クラブ、文化部が3クラブでございます。内容につきましては、運動部のほうは剣道、バドミントン、卓球、バスケットボール、陸上、野球でございます。文化部では、吹奏楽、演劇、美術という形になってございます。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 斑鳩でも、やはり斑鳩中学校と南中とではクラブ活動数に違いがあったり、斑鳩中学校と南中での合同部活動をしたり、または部員数が少ないクラブでは、近隣の学校と連携をしたりと工夫をされてはおりますが、それでも、ない競技種目や小学校で行われているクラブ活動が中学校にはないという現状があります。

私が中学生のときには、クラブ活動の意義やスポーツをすることによるさまざまな効果などは考えずに、ただ楽しいからクラブ活動をしてまいりました。顧問の先生が、多

忙な中、ボランティアで、無償で、自分の時間を割いて指導してくださっていたことも知らずにクラブ活動をしていました。それがどれほど恵まれていた環境だったのか、最近になってようやく理解することができました。

だから、まず1つ目の要望として、そんな昔の恵まれていた環境を今の中学生たちに、成長期の子どもたちにとってさまざまな効果が期待できる大変有意義な部活動ができる環境の整備を今から検討していただくように要望させていただきます。そのためには、斑鳩町体育協会や地域総合スポーツクラブ、登録スポーツクラブなどの地域スポーツクラブとの連携を図る必要があると思います。多様な子どもたちのスポーツニーズに応えるクラブ活動の実現をお願いいたします。

次に、指導者がいないクラブへの支援について質問をさせていただきます。この指導者という意味はですね、技術的な指導ができないという意味で質問をさせていただきます。クラブ活動の顧問にとって、実技指導ができるということは理想であります。私は、できない人はだめだと言っているのではありません。実技指導、それ以外に生活面での指導や社会的態度の育成等も大切な指導内容であると理解した上で、あえて今回質問させていただきます。

資料として、21世紀を展望した我が国の教育の在り方についてというのを紹介させていただきます。第15期中央教育審議会第1次の答申の中に、学校、地域社会の連携の中の1文に、「地域社会における条件整備を進めつつ、指導に際して地域の人々の協力を得るなど地域の教育力の活用を図ったり、地域において活発な文化・スポーツ活動が行われており学校に指導者がいない場合など、地域社会にゆだねることが適切かつ可能なものはゆだねていくことも必要である」と、外部指導者の活用や地域スポーツクラブとの連携についても述べている1文があります。

そして、関連したアンケート調査には、学校の運動部に外部指導者の協力を得ることについてどう思うかというアンケート調査があります。この問いに対しまして、中学校からの回答は、大いに賛成が37%、どちらかといえば賛成52%、また、指導者、顧問からの回答は、大いに賛成が44%、どちらかといえば賛成が41%という調査報告があります。

全国的には、現場や先生は、外部指導者を活用することに対しては否定的ではないのではないのかなというデータであります。経験のない教職員が専門書をひもときながら指導力を高めていく努力も大切であると思います。その積極的な姿勢が生徒に及ぼす影響ははかり知れないものがあるとは思いますが、学校の指導方針を理解し、顧問と協

力しながら熱心に技術的な指導をしてくれる外部指導者の活用も将来的には考えてはどうかと思いますが、教育委員会の見解についてお伺いします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 外部指導者の導入についてのご質問でございます。今、質問者もご紹介いただきましたように、学校におけるクラブ活動につきましては、学校教育活動の一環といたしまして、興味と関心を持つ同好の児童生徒が、教員等の指導のもと、自発的、自主的にスポーツや文化活動を行うものでありまして、スポーツ等の楽しさや喜びを味わう中で、協調性や連帯感を養うなどによって、学校生活を豊かにするといった意義もございます。

また近年では、全国的に児童生徒数の減少、あるいは児童生徒の放課後の多様な活動に伴いまして、学校でのクラブ数はご紹介のように減少してきております。また、指導者の不足も同様でございます。本町におきましても、経験のない、経験のないというのは自分自身が競技したことのない教員がですね、そうしたクラブの顧問になっている場合もございますが、その教職員は研修等によりまして知識や技能を取得しながら指導に当たっているところでございます。

また、県の教育委員会が実施をしております運動部活動指導の工夫・改善支援事業というものがございまして、これによりまして、平成25年度、昨年度も年間20回程度、外部指導者を県から派遣いただいたということもございます。

なお、ご質問の指導者の登録制についてのご質問であります。外部の者が指導に当たる場合につきましては、クラブ活動が先ほど申しあげましたように学校教育活動の一環として行われるものでございまして、外部の者の指導方法、あるいはその者の規範意識の持ち方など、児童生徒に与える影響も少なくないということもございまして、慎重な対応が必要であると考えております。ご提案の総合型地域スポーツクラブ等の活用等々につきましても、今後の課題であるというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 教育長の心配も理解できますけれども、やはりですね、5年後、10年後にもですね、多様な斑鳩町の子どもたちのスポーツニーズに応えることのできる環境整備を、やはり今から検討していかなければいけないのかなというふうに考えております。先ほどご紹介させていただいた中教審の答申などは、約20年前のものです。そんな昔からスポーツ指導者登録や外部指導者の活用、地域スポーツクラブとの連携等などの必要性が述べられていました。それらの提言をですね、今活用し、斑鳩町の地域

で、まずは多様なクラブ活動ができる環境を整えていただきたい。そして、より充実したクラブ環境へと取り組んでいただきますよう要望し、次の質問に移らせていただきます。

次の質問がですね、まあ2番のほうがですね、ちょっと教育長と考え方がちょっと違うようですので、先にですね、教育長と意見の合いそうな3番のほうから質問させていただきたいというふうに思います。

次の質問がですね、全国学力調査・学習状況調査をどのように活用しているのかという質問をさせていただきます。斑鳩町の教育基本方針に掲げておられます、基本目標、理念ですね。そのための具体的目標・指導目標等の現状をですね、数値を使って「見える化」し、誰もが理解しやすい情報をですね、保護者・地域住民などと共有し、お互いの信頼関係の強化に努めていく必要が、これからの教育行政にとっては必要ではないのかと思い、質問をさせていただきます。

斑鳩町では、小城町長がしっかりと教育行政に予算を投じて多くの事業に取り組んでおられる恵まれた地域だと私は認識しております。ですが、個別の学校、中学校との連携体制の成果というかですね、結果というのがなかなかわかりにくいのかなというふうに感じてしまいます。いろいろな事業に取り組んでおられますけれども、本当にそれが最重要課題であるから資金と人をつけていくのか、それらはやはりですね、数値化、見える化することによって、よりわかりやすく理解しやすい情報に変わるのではないのでしょうか。また、地域住民に対する説明責任を果たす役割にもなると考えますけれども、教育長の見解をお伺いします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 全国学力・学習状況調査につきましては、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析することによりまして、教育の成果と課題を検証し、児童生徒への教育指導の充実あるいは学習状況の改善等に役立てるということを目的として、文部科学省が毎年4月、小学校6年生と中学校3年生を対象に教科に関する学力調査、この教科と申しますのは、通常は国語、小学校では算数、中学校では数学でございますが、それに関する学力調査及び生活習慣や学習環境等に関する調査を実施しておるものでございまして、今年度、平成26年度は悉皆調査ということで全国の公立全小中学校が対象となっております。4月22日に当町の各小中学校においても実施をしたところでございます。

さて、その調査結果につきましては、文部科学省におきまして8月ごろにまとめられ

る予定であるというふうに聞いておりました、今年度からその調査結果の公表につきましては市町村に委ねられるということにもなっておりますが、市町村や学校ごとの序列化あるいは過度の競争につながらないようにという文部科学省の考え方もある中で、本町といたしましては、これまで同様、数値的な公表は差し控えたいというふうに考えております。

また、本調査の結果分析につきましては、これまで学校任せであった現場の実態から1歩抜け出しまして、県教育委員会及び町教育委員会の指導のもと、管内の各学校では、調査結果を活用し、課題を改善する方途を具体化させる取り組みが進められているところでございます。例えば、各教科の各質問に解答できなかった児童生徒への手だてや調査結果の活用を授業の中に組み込んでいくこと、さらには、このことを具現化させるべき教職員の意識の高揚等々について、各学校と町教育委員会が密接な連携を取り組んでいるところでございます。

また、この調査結果を見て、家庭における学習状況につきましては、児童生徒の家庭での学習習慣の確立あるいは学習環境づくり等について、各家庭と一層連携を深めるということも大切であるというふうに考えてございます。

全国学力・学習状況調査は、斑鳩の子どもたちの学校や家庭における実態がつぶさに表出される調査であると捉えておりました、今後も調査結果の分析にとどまらず、活用と改善に向けた一層の取り組みが必要であり、学校との連携がますます重要になってくるものと考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 私もですね、これからはますます各学校と教育委員会との密接な連携が重要になってくるというふうに考えております。それで、教育長がおっしゃったようにですね、学力調査、ただのペーパーテストの公表だけをされてもですね、なかなか生きた情報ではないので、余計に混乱を招くといいますかですね、効果のないことだと思いますので、私もペーパーテストの点数の公開ということには反対です。

ただですね、今回ちょっと見える化の指標ということで言わせていただいておりますのはですね、学習状況調査の結果、やっぱりこれはですね、わかりやすく指標を作成することで見える化を図ることによって、教育委員会と学校がみずからの取り組みの成果と課題を把握できるようになりますし、また、抽象的な目標ではなくてですね、明確な数値目標に向かってお互いに協力しながら取り組むことができるんじゃないのかなというふうに思いますので、提案をさせていただきました。

斑鳩町教育基本方針にある学校教育のですね、その基本目標をですね、達成するための、目指すための、そのための具体的な目標というのが何項目かあります。それもやはり数年前からあるんですけれども、一体この目標に向かって斑鳩町の施策がどういうふうに達成されていっているのかというのもなかなかわかりにくいという面もあるとは思われます。私も斑鳩町の教育行政には期待をしておりますのでね、やはり数値を使った見える化への取り組みをですね、今後行っていただきたく、要望させていただきまして、次の質問に、最後の質問に移らせていただきます。

最後にですね、挙げさせていただきましますのが、子どもの長期欠席に対する安否確認について、質問させていただきます。新聞やテレビで放送された、この半年間の児童虐待事件や虐待の疑いのある事件、事故は約22件発生しておりました。そのうち9件で子どもが死亡、関係機関がですね、通報などを受け、把握していながら、防げなかった事件もありました。

以前に児童虐待の件で福祉課に質問させていただいたときから今日まで、事故が起こった各地の関係者のせりふは変わっていません。職員の危機意識が足りなかった、または粘り強く接触の機会が持てなかったことが最大の反省点。先日の厚木市での虐待死でも同じことが言われていました。このせりふを聞くたびに違和感、強い疑問を感じます。子どもに会えなければ、所在がわからなければ、やっぱり何かあったのではないかと思うのが児相や自治体の役目ではないのでしょうか。元気にどこかへ行ったのだろうと見て見ぬふりをし問題を放置することによって、誰が犠牲になり、我慢をしているのか。子どもに会えない状態が続く場合、さまざまな手だてを講じてでも子どもの姿を確認する努力が必要であると考えますが、斑鳩町ではどのような対応をしているのか、子どもの長期欠席者に対する安否確認等の対応について、お伺いをします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 児童生徒への虐待等の対応等々につきましては、市町村が児童の家庭相談に応じて、必要な調査、指導等を行うこととされておりまして、この指導等によりまして、虐待の未然防止、早期発見・早期対応、その後の支援を行うということになってございます。

こうした中、学校・幼稚園では、児童生徒等の兆候に気を配りながら、未然防止、早期発見に努めているところでございまして、次に、保護を必要とする児童生徒を発見した場合は、子どもの安全確認を行うとともに、必要な情報を集めて、福祉、保健、教育委員会、学校等の関係者によって構成されます要保護児童対策地域協議会で対応策につ

いて協議を行っております。また、必要に応じて子ども家庭相談センターにも連絡を行っております。

そして、問題が解決した場合がありますとか児童養護施設等で過ごした子どもが家庭に復帰した場合等におきましても、関係機関と連携していくことが重要でありまして、同協議会に情報を提供し、必要に応じて継続的な支援も行っているところでございます。

虐待等々についての対応につきまして以上の体制でございますけれども、なお、こうした体制のもと、学校におきましては、児童生徒の担任が保護者と電話などで連絡をとりまして、本人の現状を把握し、必要に応じて家庭訪問も行っているところでございます。本人と面会ができる場合は、直接状況を聞くことができるわけではございませんけれども、体調がすぐれないなど本人と面会ができない場合は、保護者から詳しく本人の様子を聞き取り、現状を把握するよう努めているところでございます。ここら辺が難しい問題でございます、先の事件、いろいろございますが、保護者が、子どもが今ほかのところに行っているとか、行方が知れない、離婚をして親子ともども違う、自分の知らないところに行ってしまうと言われた場合、学校あるいは福祉団体をどうするかといったこともございます。必要に応じて警察に相談するという手だてもあると思いますが、そのタイミングも非常に難しいものがあるというふうなこともあるのかなと考えてございます。

また、欠席が長期に継続する場合におきましては、さらに綿密に保護者との電話連絡あるいは家庭訪問を繰り返しまして、スクールカウンセラーの相談あるいは専門医への受診など、本人が登校できるよう保護者と話し合いをしているところでございます。このように、学校におきましては、保護者との連携を密にとりながら本人との面会の機会をできる限りつくり、より確実に児童生徒等の確認を行うようにしているというのが現状でございます。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 教育長のほうからですね、先生が保護者のほうに連絡をとって、保護者のほうからいい返事をもらいながらですね、なかなか会えない、行政としていつ踏み込んでいくのか、なかなかタイミングがはかりかねないというのが難しい問題もあるかとは思いますが。今ご答弁いただいた対応はですね、恐らく基本的な対応なのかなというふうに思います。日本のですね、児童虐待への対応の仕方なのかなというふうに思います。

私もですね、そう思って、そういう対応していただいていると思って、今まできまし

た。ただ、答弁いただいた児童の変化の兆候にですね、やっぱり兆候に気づき、未然に防ぐためには、早期発見をするためには、やっぱり児童に会わなくてははいけない。また、現状を把握するには、保護者に詳しい本人の様子を聞かなければとご答弁いただきましたけれども、ニュースや新聞に出てしまうようなごく一部のケースについてはですね、やっぱり保護者の言葉をうのみにしてしまっただけの結果、悲しい結末になってしまっているんです。だからですね、私は、やはりある一定の期間で子どもの顔を直接確認して、やっぱり様子を聞き取る必要があるのかなというふうに考えます。やっぱり問題の発生から解決するまでの期間が短ければ短いほどいいと思います。家庭に帰ってからのこともありますし。関係機関がですね、問題が解決したと思っても、本当にそれが果たしてベストだったのか。もっともっと早い時期に子どもに会って事実確認をすることによって早期解決できたんじゃないのかなと後で大人が後悔するぐらいなら、一定の期間を設けたほうが関係機関や児童にとって対応しやすいのではないのかなというふうに考えております。

長期欠席にはさまざまなケースがあることでしょう。それぞれの事案によっては、子どもの安否確認する期間は違うと思いますが、教育委員会としてはある一定の期間内に子どもの安否確認をするという目標を持つことについては、もう一度どのように考えているのかご答弁いただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 先ほどの答弁と重複するかもわかりませんが、とにかく子どもの状況を見るには、子ども本人に会う必要があるといったことを最優先のことだというふうに考えております。親御さんの、保護者の方々の話を聞く中でですね、もしそういういった一定の疑いが出るような発言等々がある場合もあるかもわかりません。その場合については、家庭訪問をした本人だけではなくてですね、直ちに学校に戻ってその状況についてもつぶさに管理職等々に相談を行いながらですね、その結果も教育委員会に上げてきていただきながら、早期にそういった状況の確認を、教育委員会だけではなくてですね、児童相談所もいろいろございますので、役場の中でもいろいろな機関がございまして、それらとともに全体で問題の解決に当たる姿勢が重要であるというふうに認識はしております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 事件の起こってない地域が、自分のところでは事件が起きないように当事者意識を持っていただいてですね、最悪の事態を想定して皆さま方には対応して

いただいている、児童の安全確保を最優先していただいているとは思いますが、けれどもですね、やっぱりごくまれなケースがですね、身近なところで直面してしまいますと、やっぱりちゅうちょしてしまうから、いつまでたってもですね、同じようなケースが日本であちこちで起こってしまうのかなというふうに思います。

やっぱり僕がある一定の期間にこだわるのは、やっぱり素直な児童であっても、子どもたちであっても、虐待を受ける期間が長かったり育児放棄される期間が長ければ、保護者がいないところですね、いくら早く家に帰りたい、楽しい学校に早く行きたい、だから家に帰りたい、でも数か月ですね、ある一定の期間放置されるとですね、そんな素直な感情がですね、やっぱりいざその保護者の前に立ってしまうとなかなか素直になれない、余計に簡単な問題がこじれてしまう、子どもの人生がですね、子どもの人生というか、そういうことに該当してしまう児童の、子どもたちのその後がですね、ちょっとより豊かになっていきにくいのではないのかなというふうに偏見を持っています。

そういうことからですね、今回の質問、お願いをさせていただきましたけれどもですね、これが、僕の質問がですね、児童虐待の早期発見につながる一助になっていただきたいなというふうに思います。教育長も、小林がこんなふうにしつこく、今回の一般質問もしつこくお願いしていたということをですね、ちょっと頭の中に入れていただきますよう要望させていただきました、私の一般質問を終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、2番、小林議員の一般質問は終わりました。

続いて、3番、中川議員の一般質問をお受けいたします。

3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 議長の許可をいただきましたので、通告の順に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。

今回、住民の方からご相談をお受けいたしました防犯カメラについて質問をさせていただきます。1点目の、防犯カメラの映像が各地で発生している事故や事件の解決の糸口になっていると思いますが、町の認識をお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 近年、街頭防犯カメラにつきましては、警察だけではなく、市町村のほか、商店街組織など民間事業者が設置主体となり、犯罪の発生率が高いとされており、繁華街等を中心といたしまして設置が進んでいる状況でございます。これは、防犯カメラを設置することにより、公共空間における犯罪の予防と犯罪発生時の速やかな認知及び的確な対応等を図ることができるだけでなく、地域の安全は自分たちで守る

という意識を高め、犯罪の起きにくい社会づくりの一翼を担うものとして、警察からも各市町村に対し設置要請もなされており、町といたしましても一定の犯罪抑止効果があるものと認識をいたしております。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） それでは、2点目の質問に移らせていただきます。防犯カメラの設置に県の補助があると思いますが、県がこの補助をするということは、防犯カメラの設置を推進しておられるように思いますが、その点について町はどんな認識を持っておられるか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 奈良県におきましては、昨年度、新たに奈良県地域防犯重点モデル地区支援事業補助金交付要綱を制定され、市町村が選定し知事が指定した地域防犯重点モデル地区において、地域防犯活動に取り組む協議会に対し市町村が補助金の交付を行う場合、県からその市町村に対し補助対象経費の2分の1の額の補助金を交付する事業を実施されておられます。

この補助対象となる事業につきましては、防犯パトロール及び広報啓発活動など、いわゆるソフト事業に係る経費のほか、ご質問いただいております防犯カメラ等、防犯機器の設置などのハード事業に係る経費につきましても補助対象となっているところでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 防犯カメラの設置が補助対象となっているという答弁ですが、県は推進されているのでしょうか、されてないのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） こうした補助金交付要綱を制定されて補助金という形で交付を考えておられますのは、当然、防犯カメラの設置については県も推進をされているということでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） それでは、3点目の質問に移ります。私が23年の12月議会で防犯対策について質問をいたしました。そのときの町内での犯罪件数は212件で、そのうち法隆寺駅前交番の区域で113件ということでした。そのようなことから、JR法隆寺駅の自由通路に防犯カメラを設置していただきたいという要望なんです。今後、高齢化も進んでいきますし、高齢者の方が徘徊される、そのような方々の発見にもつな

がるのではないかと、そのように思いますので、ぜひとも J R 法隆寺駅周辺また南北自由通路に設置をしていただきたいと思いますと思うのですが、副町長の認識をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 斑鳩町におけます犯罪認知件数につきましては、昨年におきましても、J R 法隆寺駅を含みます法隆寺駅前交番が管轄する区域が最も犯罪認知件数が多かったという結果になっております。また、犯人の動線といたしまして、駅の利用も考えられることから、自由通路を含めまして J R 法隆寺駅の周辺に設置することが効果的であると考えております。

こうしたことから、人の往来が多く、犯罪の発生抑制を図る必要のある箇所につきましては、防犯カメラの設置を順次計画的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 3 番、中川議員。

○3 番（中川靖広君） 防犯カメラの設置を順次進めていくというご答弁をいただきましたので、設置をしていただくのに対しましては県の補助制度もありますことから、補助金の活用をしていただいて、早急に設置していただきますことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、3 番、中川議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了いたしました。

あすは、午前 9 時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

（ 午前 10 時 54 分 散会 ）